成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ハ中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ニ中「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ヘ中「及び平成二十九年地方税法等改正法」を「、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法」に改め、「による」の下に「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する」を加え、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ト及びチ中「及び平成二十八年地方税法等改正法」を「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号リ中「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平成二十九年所得税法等改正法第九条の規定による廃止前の」を加え、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二号中「ホまで」を「へまで」に改め、同号イ中「平成二十五年地方税法改正法」の下に「、平成三十一年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ハ及びニ中「及び平成二十八年地方税法等改正法」を「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十九年地方税法等改正法」を「、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法」に改め、「による」の下に「平成二十八年改正前の地方税法に規定する」を加え、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第九条の二中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条中「平成三十年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「平成三十一年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「三千二百五十七億三千七百四万円」に、「三千二百四十九億九千八百九十七万八千円」を「三千二百四十九億九千八百九十七万八千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十二年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「平成三十一年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度内」を「平成三十一年度内」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十一年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「平成三十一年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十一年度分」を「平成三十二年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、同条第二項中「、平成三十年度」を「、平成三十一年度」に、「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、同条中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年度」に、「、平成三十年度」を「、平成三十一年度」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「平成三十一年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年度において」を「平成三十年度において」に、「、平成三十一年度」を「、平成三十二年度」に、「平成三十年度において」を「平成三十一年度において」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「平成三十三年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	道府県		
経費の種類	測定単位	単位費用	
一　警察費	警察職員数	一人につき	八、二九六、〇〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一三五、〇〇〇
	道路の延長	一キロメートルにつき	一、九四八、〇〇〇
2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一八七、〇〇〇
3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、五〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、〇三〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、三〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、七四〇
4　その他の土木費	人口	一人につき	一、三〇〇
三　教育費			
1　小学校費	教職員数	一人につき	六、一六三、〇〇〇
2　中学校費	教職員数	一人につき	六、二三七、〇〇〇
3　高等学校費	教職員数	一人につき	六、五九六、〇〇〇
	生徒数	一人につき	五六、九〇〇
4　特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、〇六一、〇〇〇
	学級数	一学級につき	二、一四一、〇〇〇
5　その他の教育費	人口	一人につき	二、四三〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二一二、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二九三、五〇〇